

愛生館の機構について(二)

日本医史学雑誌第二十卷二号
昭和五十九年七月三十日発行
昭和五十八年九月十七日受付

沼倉延幸

四、支部・請売人の設置

愛生館の売薬・衛生書は、本館において直接一般に売捌かれると同時に、請売人を広く設置することや、地域によっては支部を設けることに努めて普及が図られた。

請売人には、一般の請売人と共に「一手売捌人」「大売捌人」等と称する大販売所を置いている。一手売捌人は、取り決められた地域内で、愛生館の売薬・衛生書を請売人や小売人に専売できるとするものであった。⁽³⁹⁾

明治二十二年七月二十八日に開業した千葉郡犢橋村柏井の川口新之丞は、一手売捌人の一人で、愛生館とは設立当初から前掲の書状に見られる通り密接な関わりがあった。新之丞は、千葉・茨城・栃木・群馬県と京都・大阪市の営業を任され、雷鳴堂と称して館業遂行に尽力し、愛生館第一支部⁽⁴⁰⁾という最も重要な位置を占めた。以下に、雷鳴堂による営業範囲内の請売人の設置を見てみよう。

雷鳴堂の地元の千葉県下における請売人については、明治二十三年の『發送^{薬品}合計簿⁽⁴¹⁾』が請売人ごとにその住所が記されており、営業状況を知るのみならず地域的な分類をするにあたって至便である。これによると、同年に関しては、六十四名の請売人の名が見える。このうち、川口家日記に、

一 (中略) 木更津町愛生館支部ヨリ大久保與七郎ニ宛葉書一葉トモ配達人中台菊次郎持参ス、受取(傍点筆者)⁽⁴²⁾

とある傍点部は、『發送薬品書籍合計簿』に照合すると「下総国望陀郡木更津町 磯貝吉三郎」であることがわかり、また、

(前略)其節予テ御約束申上候武射・山辺両郡特約販売方之義ニ付、早速御廻し丈之約定書丈ハ有増配附候得共(中略)
(明治二十三年)
六月廿六日

東金町岸本与七拜

川口新之丞様

御内大久保與七郎様(傍点筆者)⁽⁴³⁾

との書状から、木更津町の磯貝吉三郎と東金町の岸本与七の兩名が、特に各々の地域の支部扱いにあったことが読み取れる。

一方、雷鳴堂は、千葉県以外の三県と二市には代理店を設置する方法を採り、各々の営業・請売人設置をそれに委任した。形式上は代理店設置者を川口家に雇入れ、『雇人御受状』『約束』を交わした⁽⁴⁴⁾。まず、茨城県下は、

一市原郡市川福太郎ヲ茨城県下へ愛生館発売々葉売捌出張店ヲ開クニ付雇入レタルヲ以テ、同人ヲ雇人御受状及ヒ約東一通宛受取ル(下略)⁽⁴⁵⁾

と市川福太郎なる人物を雇入れ、「茨城水戸市支店売薬主人市川福太郎」⁽⁴⁶⁾と日記に見えることから、水戸市内に市川福太郎が代理店を設けて営業を任されたことがわかる。また、栃木県下は宇都宮町の黒須保太郎と足利町の岩下良吉の兩名が見られるが、両者の関係は未詳である。群馬県下は前橋市に代理店を設け、市川宮次なる人物を採用した⁽⁴⁹⁾。いずれも雷鳴堂の開業から翌年にかけて設置が成されており、これらの代理店を通じて各々の県内の運営が密になるように図られている。

次に、京都・大阪市内の代理店の設置にあたって、川口新之丞と親交のあった秋山康之進を雇入れることとなった。康之進は愛生館の設立当初からこれと関わっており、前掲の高松の書状において、「秋山君之御都合如何、定而御□端トハ

存候得共、何卒御繰合ヲ以而御上京被下候様」と述べられていることもその証左となる。秋山康之進の『雇人御受状』の冒頭を見ると、

一千葉県千葉郡幕張村武石千三百七拾八番地芝田貞方寄留秋山康之進、今般同県千葉郡犢橋村柏井川口新之丞家々事取扱ヒノ為メ、明治二十二年十月ヨリ来タル廿五年九月マテ三ヶ年間、川口新之丞方へ雇入ラレ候旨、示談相整ヒタルニ付（下略）

とあり、『約束』には、

一今般自分エ売葉書籍売捌ノ代理店開設ノ為メ、西京大坂二市エ出張被申付候（下略）

とある。さらに、川口家日記には、

（秋山康之進ハ）（十月二十七日）

一（中略）先ツ本日東京ニ行き、明日汽車ニテ京都ニ行ク筈ナリ、秋山康之進江昨日費用トシテ金拾五円貸シ置キタリ（下略）⁽⁵⁰⁾

と、康之進は代理店開設のために早速の出立となった。しかしながら、京都市もしくは大阪市に代理店を設置できたとする史料は見出し得ない。

この秋山康之進は、翌明治二十三年には東京に戻っており、本館と雷鳴堂との間に立って運営に関与し、さらに松本順とも親交を持ったこと⁽⁵¹⁾が示すように、愛生館には不可欠の人材であったと見ることができ、かくして康之進は愛生館の北海道支部の開設を任されることになるが、彼の実績が松本順や高松保郎に評価されたものであることは想像に難くない。その渡道即ち北海道支部の設立時期であるが、前掲の『雇人御受状』の冒頭にあるように明治二十五年九月までは康之進は川口家雇人であり、また翌明治二十六年初頭に川口家に届けられた彼の年始状は「東京ニテ」⁽⁵²⁾投函されたものであったが、同年八月十日の康之進の暑中伺は「札幌町」⁽⁵³⁾で投函されたものである。また、明治二十八年に刊行された『北民表誠録』⁽⁵⁴⁾に、

(札幌町)
南一条西六丁目一番地

秋山康之進

氏は愛生館北海道支部長の任を帯び渡航する茲に年あり、抑愛生館なるものは東都高松保郎氏の創設に係り博愛の主義を以て夙に世に知らる、然るに氏。来。道。後。未。た。数。月。な。ら。さ。る。に。高。松。氏。病。に。倒。れ。(中略)爾來刻苦經營今や愛生館藥劑

三十六方の漸く全道に聞へ、殊に氏は故高松氏の遺志を継ぎ博愛の主義を固守して動かす(下略、傍点筆者)

と見える。傍点を施した文言に注目すると、高松保郎の死去は明治二十六年八月二十日⁽⁵⁶⁾であつて、これが康之進の渡道後「未だ数月ならざる」のであるから、以上の史料によつて判断すると、彼の渡道は明治二十六年上半期のことと推知できるとして現在に至り、創業当時を物語る大鏡が社宝として伝えられている。⁽⁵⁶⁾

さて、右以外の支部・請売人について知らしめる史料(主として明治二十一〜二十六年)を求めてみよう。

愛知県の地方紙『新愛知』を見ると、

愛生館製劑五県下一手大販売並に各地大取次所設置廣告

(中略)

愛生館売薬三十六方

(中略)今般弊堂に於て、愛知、三重、岐阜、滋賀、福井の五県下一手大販売の契約致候に付ては、該県各郡江大取次所設置可致(中略)

明治廿二年七月廿三日

愛知県名古屋本町五丁目衛寿堂内仮設 愛生館製劑特約大販売所

愛寿堂主人 謹白⁽⁵⁷⁾

とあって、名古屋市本町の愛寿堂が愛知・三重・岐阜・滋賀・福井の五県下の一手大売捌を行う旨の広告である。この新聞広告の掲載は、広告文中に「明治廿二年七月廿三日」と見えているが、愛生館関係の広告としては早い時期のものといふことができる。⁽⁵⁸⁾一方、同じく『新愛知』の翌明治二十三年十一月の紙面に、

愛生館売薬^{三十六方}
特別^{五方}

通俗民間治療法

衛生ノ心得 (当分)

国家幸福之種蒔 (施シ)

一名よき子をもつはなし

名古屋市長島町通島田町廿五番地

特別大販売所

西川商店⁽⁵⁹⁾

とあり、営業範囲は明示されていないが、名古屋市長島町の西川商店が同様の広告を載せている。さきの愛寿堂が「名古屋本町衛寿堂内仮設」であったことに着目すると、この衛寿堂は「名古屋市中区丸の内」に当る。これらことから、西川衛寿堂内に仮設⁽⁶⁰⁾されている愛寿堂が新たに近傍に店を構え、西川衛寿堂の西川をとって西川商店と称して営業したものと指摘できよう。

熊本県下は、

熊本市朝市場東方川筋

熊本県下一手大販売所

済民堂⁽⁶¹⁾

による愛生館の新聞広告が見られ、一枚摺り広告『陸軍々医総監正四位勲二等松本順大先生御方剂』に、⁽⁶²⁾

熊本市朝市場東川^(筋)
熊本県
一手特約

渡辺平治

とあり、熊本市の渡辺平治（済民堂）が熊本県下の一手大売捌を行っていることがわかる。かかる一手大売捌によって、県下に請売人の設置を進めたことが窺われる。

また、他の請売人としては、「筑後三潞郡大川町榎津木屋 近藤信夫⁽⁶³⁾」と、「東京四谷伝馬町一丁目十七番地 咸亨堂永田義原⁽⁶⁴⁾」が「愛生館諸薬問屋⁽⁶⁵⁾」として営業を行ったものが見出された。

右に挙げた支部・請売人の中で、明治三十四年の請売人名簿「各売捌諸君尊名左ニ」に対応する請売人の名が見えるものを、その順を追って掲げると、

四谷区伝馬町

永田義原

木更津町本町

磯貝米吉

山辺郡東金町

岸本与七

前橋市本町

市川宮次

熊本市新町一丁目

渡辺敬右衛門

^(札幌町)
南一条西六丁目一番地

秋山康之進

となる。磯貝米吉と渡辺敬右衛門は各々相続者と見るべきであろう。また、この時点では、川口新之丞は愛生館に関わる営業は行っていない。

以上のように、個々の史料に見出される請売人については数・地域共に限定されてくるが、今後の史料の蒐集によって多少の拡充は可能と思われる。「図1」（『日本医史学雑誌』三十卷一号 四十五ページ参照）において実線のみ施したところはそれを意味するものである。

五、支部・請売人の分布状況

前章において、主として明治二十年代の支部・請売人の設置を個々の史料に基づいて述べてきた。

ここでは、その設置の分布状況を見てみたい。対象とする史料としては、

(1) 雷鳴堂による千葉県下の分布に関する史料……『発送薬品書籍合計簿』

(2) 明治三十四年の全国に及ぶ史料……「各売捌諸君尊名左ニ」
を使用する。

まず、(1)に基づいて、郡ごとに請売人の設置数と川口新之丞及び雇人の出張回数（括弧内数字）をまとめたものが「表1」である。尚、出張回数は、雷鳴堂の開業直前の明治二十二年六月より翌明治二十三年七月までの約一年間としたもので、出張は四十七回にのぼっている。⁽⁶⁶⁾ これを見ると、出張回数と設置数の関係がほぼ比例しており、県内に広く分布していることがわかる。また、雷鳴堂の地元の千葉・印旛郡がその中心となり、南房総方面が少ないという地域差即ち分布の偏りが生じていることも読み取れる。これらにより、『愛生館規約』に言う「山間僻地ノ者ニ至ルマデ」普及させるという目標を達成し得る状況は、地域差から必ずしもつくることができていないものの、精力的な出張等による請売人の設置状況には、高松保郎と松本順の理念が反映されていることがわかる。

一方、(2)は、府県別に各々の請売人の所在と氏名を列挙したもので、総数六百九十五名に及んでいる。この数値は、前出の高松保郎の伝記に見える「八百ヶ所」に近い数字である。(2)に基づいて、請売人の設置状況をドット・マップにしたものが「図2」であり、府県別に設置数を集計したものが「表2」⁽⁶⁷⁾である。まず、全国的に見ると、沖縄を除く道府県と台湾に悉く設置していることがわかる。また、川口新之丞が営業を行っていないためか、千葉県は「表1」と比較して設置数が減少しており、栃木・群馬も少ない。地域差を見ると、関東・中部地方が静岡県の六十名を筆頭に比較的設置数

表 1 千葉県下の請売人の設置数 (明治二十三年)

| 上 総 | | 下 総 | | 安 房 | |
|---------|----|---------|----|--------|---|
| 千葉 (29) | 10 | 市原 (3) | 5 | 安房 (1) | 0 |
| 東葛飾 (7) | 4 | 長柄 (3) | 4 | 平 (1) | 1 |
| 印旛 (11) | 7 | 上埴生 (0) | 0 | 朝夷 (0) | 0 |
| 下埴生 (4) | 3 | 山辺 (1) | 2 | 長狭 (1) | 0 |
| 南相馬 (0) | 0 | 武射 (0) | 0 | | |
| 香取 (6) | 6 | 望陀 (5) | 2 | | |
| 海上 (4) | 5 | 周准 (0) | 1 | | |
| 匝瑳 (3) | 1 | 天羽 (1) | 0 | | |
| | | 夷隅 (2) | 3 | | |
| 未 詳 | | | 10 | | |
| 計 | | | 64 | | |

- (註) ○分類は郡別とした。
 ○出張回数 (括弧内) ~ 単位 : 回
 ○設置数 ~ 単位 : 人

表 2 愛生館の請売人の府県別設置数 (明治三十四年)

(単位 : 人)

| 北海道 東北 | 関 東 | 中 部 | 近 畿 | 中 国 | 四 国 | 九 州 台 湾 | | | | | | | |
|---|-------------------------------------|---|---------------------------------------|--|--|---|--|----------------------------|---------------------------|----------------------|------------------|---|--|
| 北海道 青森 岩手 宮城 秋田 山形 福島 | 13 8 18 3 23 7 21 | 茨城 栃木 群馬 埼玉 千葉 東京 神奈川 | 54 12 3 22 21 40 19 | 新潟 富山 石川 福井 山梨 長野 岐阜 静岡 愛知 | 42 6 7 7 8 32 18 60 20 | 三重 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 | 29 29 6 9 9 10 9 12 | 鳥取 島根 岡山 広島 山口 | 5 17 12 25 23 | 徳島 香川 愛媛 高知 | 3 4 6 6 | 福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島 沖縄 台湾 | 3 5 6 3 14 9 3 0 3 |
| 小計 | 93 | 171 | 200 | 84 | 82 | 19 | 46 | | | | | | |
| 平均 | 13.3 | 24.4 | 22.2 | 12.0 | 16.4 | 4.8 | 5.1 | | | | | | |
| 計 | | 695 | | (平均 14.5) | | | | | | | | | |

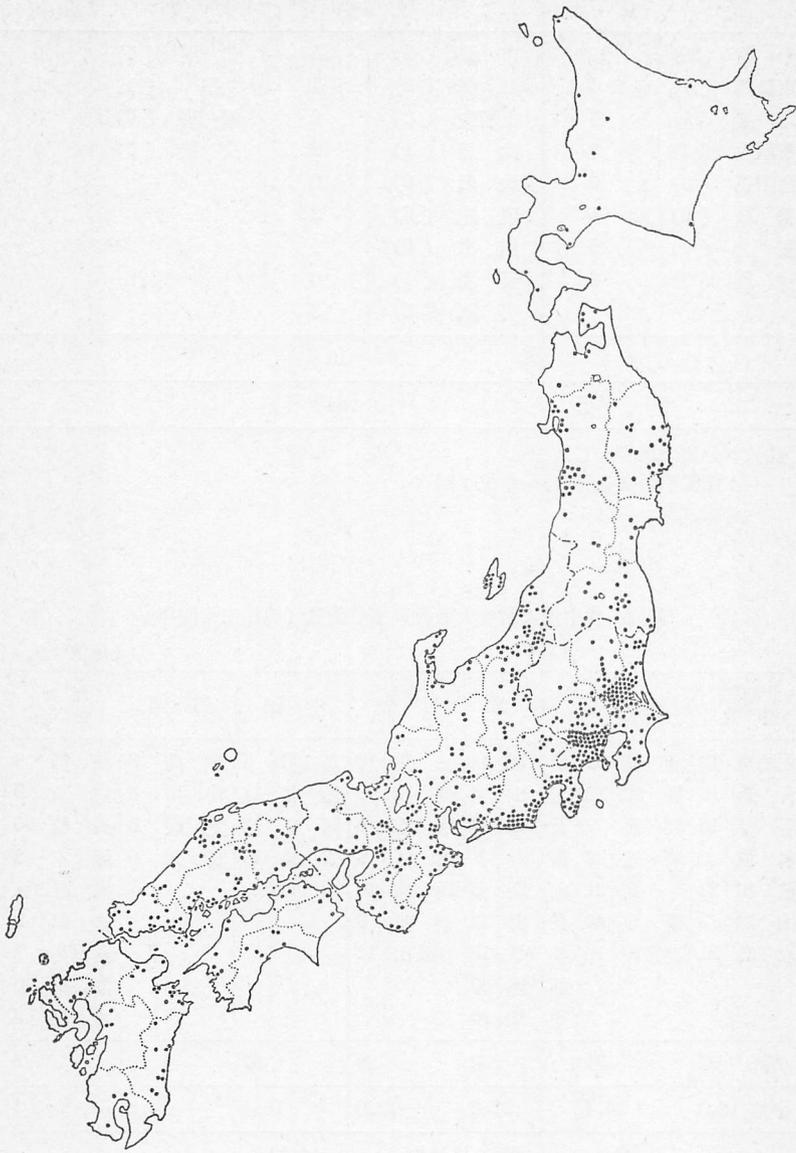


図 2 愛生館の請売人設置状況（明治三十四年）

が多いが、四国・九州あるいは近畿や広大な北海道についてはその反対という特徴がある。さらに、府県内における分布は、各々の粗密が一目瞭然である。例えば、設置数最多の静岡県は県南の平野・台地に集中し、山間部には請売人が見られない。東京府は市内に、茨城県も県西南部にこれが集中している。逆に、比較的較差のない県としては、長野・愛知・山口県等を挙げることができよう。また、いわゆる都市に設置が集中するといった傾向は、ここには見られないことがわかる。尚、東京府に関しては、前述の安川晃栄堂のみならず、山崎帝国堂・大木合名会社・資生堂等の有力な業者の名が見られるところに特徴がある。

右の如く、個々の分布には地域差はあるが、全国に請売人を設置し得たことは注目に値するものである。即ち、ここにおいても、高松保郎と松本順の民間医療に対する理念が活かされており、愛生館の機構の規模の大きさを理解することができる。

結

以上、本稿において得られたことを列挙すると次のようになる。

- 愛生館本館の機構は、館主高松保郎による館の統轄・館業拡張、顧問松本順による質的な掌握（売薬の処方等）、薬剤長張秀則による薬剤の実地管理という基礎に立脚して整備されたものであった。
- 薬剤長張秀則は、長崎医学伝習以来の松本順の門人であり、両者が親交を極めたことは疑いの余地もなく、薬剤長への推挙は、松本順が彼の力量・人格を認めた上でのことであった。
- 館主高松保郎の判断に基づいて宗教関係者に助力を求めているが、教派神道及び浄土真宗系の宗派がこれに関与した。こうしたことは、高松の言う「一種特別な仕方」であった。
- 宗教関係者の助力や施薬は、愛生館の特色をよく表すものであるが、これらを具体的に示す史料はまだ管見に入っていない。

来ていない。

○ 雷鳴堂は、精力的な出張や代理店の設置等によって、営業範囲内の把握を密にすべく図っており、館業の拡張に尽力した。

○ 秋山康之進は、北海道支部秋山愛生館を札幌に開設したが、愛生館の設立当初から高松保郎らと関わり、さらに松本順との親交を得、愛生館には不可欠の人材であった。

○ 支部・請売人の設置は、館業拡張のために推進された。その分布には地域差が見られるが、全国規模に達したものであって、高松保郎と松本順の民間医療に対する理念が反映されている。

註

(1) 宗田一氏「日本の売薬(55)・(56)——愛生館三十六方製剤——」『医薬ジャーナル』十七卷七・八号、昭和五十六年。

(2) 川口家(千葉市柏井町)は、愛生館第一支部雷鳴堂として愛生館に關与し、また明治二十四年に松本順の長女石が嫁いでいることから、川口家文書は愛生館及び松本順の動向を知る上で貴重な史料を提供している。この川口家文書については、青山学院大学近世文書研究会がその調査研究を継続中であり、青山学院大学史学会々誌『史友』十〜十六号(昭和五十三〜五十九年)に研究報告を行っている(愛生館については『史友』十号において問題提起がある)。

(3) 拙稿「愛生館と松本順研究中間報告——初期の愛生館を中心に——」『史友』十三号、昭和五十六年。

(4) 拙稿「愛生館の館業拡張と新聞広告について」『史友』十四号、昭和五十七年。

(5) 明治二十一年十月、川口家文書。

(6) 拙稿(4)。

(7) 拙稿(3)。

(8) 高松保郎『愛生館設立説明書』明治二十三年十一月、順天堂大学図書館山崎文庫所蔵。

(9) 高松保郎『薬剤弘布之演説書』明治二十二年七月、国立国会図書館所蔵。同八月再版、内藤記念くすり博物館所蔵。

(10) 拙稿(3)(4)。

- (11) 註(8)。
- (12) 拙稿(3)、同「松本順著述の衛生書をめぐって」(『史友』十六号、昭和五十九年)。尚、松本順の売薬に対する認識としては、民間に広まっている売薬には無効かつ営利目的のものが多く、殊に医者に乏しい地域の民間医療は深刻であつて、有効な売薬と平易に説いた衛生書を併用させて民間医療に寄与させることを予々欲していたことを挙げる事ができる(松本順「療治法序」、松本順口述・三宅康昌筆記『民間諸病療治法』明治十三年九月、国立国会図書館所蔵、所収、による)。愛生館の設立以前にも、例えば資生堂をして蒼鉄丸・駆蛔丸等十八方と『民間諸病療治法』とを発売せしめている。高松保郎が松本順のこうした認識・活動を理解した上で、彼の賛助を求めたということは明らかである。
- (13) 本館は二代館主高松保郎によって「東京市神田区岩本町二十二番地」に移転しており、その移転時期は『受取書状目』(明治二十八・三十年、川口家文書)の記載から明治二十九年一月を下ることはない。また、「新撰東京名所図会」第二十三編(『風俗画報』臨時増刊二〇五号、明治三十三年二月、所収)の神田区岩本町の項に、「愛生館 売薬商にして二十二番地にあり」と記されている。
- (14) 川口家文書。
- (15) 同右。尚、これは薬剤三十六方と『民間治療法』を掲げた一枚摺り広告であるが、十項目の請売規定を収載していることから、請売人の設置にも重きを置いた広告と云うことができる。
- (16) 磯稻綺道秀「高松保郎君小伝」(松本順口授・高松保筆記『改訂民間治療法』明治三十四年五月、宗田一氏所蔵、同三版、明治三十八年九月、国立国会図書館所蔵、所収)。
- (17) 拙稿(4)。
- (18) 『愛生館規約』第十・十二・十七条による。
- (19) 同右、第十一条。
- (20) 『創立定規』(『愛生館規約』に合綴) 明治二十一年十月、川口家文書。尚、功労員・創立員は「毎月一回本館ニ集會シテ議事ヲ聞クベキ者トス」(『愛生館規約』第十九条)と定められている。
- (21) 拙稿(3)。
- (22) 鈴木要吾『蘭学全盛時代と蘭疇の生涯』昭和八年、七四頁。
- (23) 同右、二八二頁。

- (24) 入沢達吉編『贈従五位入沢恭平先生日記』大正十三年、所収。
- (25) 張秀則の墓に、彼が明治三十九年五月四日に歿したことが刻まれている。
- (26) 安川栄次郎は、前出の弘通社の主義を貫くための「布教元資会」を發起している(『愛生館旨意書』明治二十一年七月、川口家文書)。
- (27) 村田周魚編『全国著名売薬史』昭和十八年、十、一三五頁。
- (28) 上原東一郎編『東京買物独案内』明治二十三年七月。
- (29) 『改訂民間治療法』所収。
- (30) 依田美狭古「父百川の思ひ出(第四回)——巖谷一六・稲津南洋との交流——」(『伝記』四卷四号、昭和十二年)所収。
- (31) 註(16)。
- (32) 註(9)。
- (33) 川口家文書。
- (34) 『愛生館旨意書』がこれに当たる。
- (35) 『条約書』写(敬神教、実行教、大社教、大成教)川口家文書。
- (36) 『愛生館之事業賛成願出ニ付部下教職へ通知』写(大社教)・『愛生館之事業賛成願出ニ付所属教会講社へ諭告』写(大成教)川口家文書。
- (37) 高松保郎「愛生帖小引」(高松保郎編『愛生帖』明治二十二年十月、川口家文書)所収。尚、増補版が翌明治二十三年六月に発行されている(国立国会図書館所蔵)。
- (38) 『愛生館薬劑書籍広告』(『東京日日新聞』明治二十三年一月二十九日等)。尚、新聞史料は国立国会図書館所蔵マイクロフィルムを使用した。
- (39) 註(8)。
- (40) 「雷鳴堂施本広告」(『東京日日新聞』明治二十三年二月十五日等)。
- (41) 川口家文書。
- (42) 川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十三年二号、三月二十九日条(川口家文書——以下略——)。
- (43) 川口家文書。

- (44) 茨城・群馬県と京都・大阪市の代理店設置の『雇人御受状』『約束』（合綴）は各々川口家文書に見られる。
- (45) 川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十二年七号、十月十九日条。
- (46) 同右、十一月十五日条。
- (47) 『愛生館売薬書籍大売捌代理店設置約定書』明治二十二年九月、川口家文書。
- (48) 川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十三年二号、三月二十七日条。
- (49) 註(42)。
- (50) 川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十二年七号、十月二十七日条。
- (51) 松本順が明治二十三年七月に川口家に来泊した際に、秋山康之進は彼に同行し、何くれとなく世話をした様子である。尚、このとき松本順は近傍の住民を診察している（川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十三年四号、七月十九日）八月三日条。
- (52) 『発受書状目録』明治二十三、二十五、二十八、川口家文書。
- (53) 川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十六年三号、八月十日条。
- (54) 遠山虎龍太編『北民表誠録』明治二十八年十二月、国立国会図書館所蔵。
- (55) 「東京市神田区駿河台北甲賀町三番地高松保ヨリ同人父保郎去ル（八月）廿日死去仕候通知」が川口新之丞に届けられた（川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十六年四号、八月二十四日条）。また、これは註(16)「高松保郎君小伝」の記載に一致する。
- (56) 秋山康之進氏編『九十年の歩み』昭和五十七年。尚、同書においては秋山愛生館の開業を明治二十四年としている。また、同社社内報『愛輪』に、
片桐一男氏「秋山愛生館の鏡」『愛輪』二〇四号、昭和五十六年
同氏「愛生館の資料を探して」『愛輪』二二二号、昭和五十七年
拙稿「秋山愛生館の鏡と初代康之進」『愛輪』二二三号、昭和五十七年）がある。
- (57) 『新愛知』明治二十二年七月二十三日等。
- (58) 拙稿(4)。
- (59) 『新愛知』明治二十三年十一月二十六日等。
- (60) 『新愛知』明治二十三年十二月二十六日等。

(61) 『国民新聞』明治二十三年五月十二日等。

(62) 川口家文書。

(63) 『福陵新報』明治二十三年五月十八日等。

(64) 『読売新聞』明治二十三年十月十二日等。

(65) 『東京朝日新聞』明治二十五年二月十七日等。

(66) 川口氏『自動他動実蹟日記』明治二十二年四号〜明治二十三年四号。尚、日記に記された地名によって集計したが、經由地についてはその地名の記載のある場合は各々の郡に加算した。

(67) 「各荒捌諸君尊名左ニ」において、ごく一部であるが地名が異なる府県に混入していたので、これらは正しい府県に直して集計した。

(付記)

本稿で使用した史料の蒐集にあたり、川口家の皆様、順天堂大学医史学研究室の小川鼎三先生・酒井シヅ先生をはじめとする皆様、内藤記念くすり博物館の青木充夫館長・古田恵子氏及び館員の方々、秋山愛生館の秋山康之進氏(故人)・秋山喜代氏には殊の外お世話を戴いた。さらに、『改訂民間治療法』は、宗田一先生の御厚意によって披見する機会が得られた。また、本稿の作成にあたって、指導教授の片桐一男先生に懇切なる御教示を戴いた。末筆ながら記して深甚なる謝意を表します。

(青山学院大学大学院史学専攻修士課程)

The System of Aisei-kan

by

Nobuyuki NUMAKURA

Aisei-kan was established by Yasurō Takamatsu (1838-1893) in 1888, for the purpose of spreading medicines and books on hygiene all over the country. These medicines were made up by the recipe which Jun Matsumoto (1832-1907) wrote, who became the first surgeon general in Japan. The books on hygiene were written according to his dictation. The above-mentioned are the characteristics of Aisei-kan. There was no study of Aisei-kan until recently. The system of Aisei-kan contained reliable leaders, some branches, and many retailers all over the country. It was on a nationwide scale. It obviously reflects the ideas of Y. Takamatsu (the director) and J. Matsumoto (the adviser) about medical treatment for the general public.